

六会地区交通安全対策協議会規約

(名称及び位置)

第1条 この会は、六会地区交通安全対策協議会（以下「協議会」という。）と称し、事務所を六会市民センター内に置く。

(目的及び設置)

第2条 協議会は、地域住民の自主的活動により六会地区から交通事故をなくすため、広く交通安全運動を推進する母体として設置する。

(事業)

第3条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 交通安全に関する地区内への啓発対策と推進に関すること。
- (2) 交通安全思想の高揚を図るため、交通安全教室の開催促進に関すること。
- (3) 地域的な交通安全対策の協議及び促進に関すること。
- (4) 地域内の交通事故多発箇所の対策に関すること。
- (5) 自治会町内会交通部長相互の意見交換並びに連絡調整に関すること。
- (6) 六会地区自治会連合会との連絡調整に関すること。
- (7) 藤沢市交通安全対策協議会との連絡調整に関すること。
- (8) 地区内交通安全対策関係団体との連絡調整に関すること。
- (9) その他地区内の交通安全対策に必要な事項

(組織及び会員)

第4条 協議会は、六会地区の各自治会町内会より選出された交通部長及び交通安全に積極的に奉仕しているものをもって組織し、会員とする。

(役員)

第5条 協議会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 会計 1名
- (4) 監事 2名

(役員を選出)

第6条 役員は、六会地区自治会連合会の設置する4ブロック会議により推薦され、六会地区自治会連合会総会において決定する。

(役員の仕事)

第7条 役員の仕事は、次のとおりとする。

- (1) 会長は協議会を代表し、会務を総理する。
- (2) 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときは会長が予め指名した順位

により、その職務を代行する。

(3) 会計は、協議会の経理を掌理する。

(4) 監事は、会務の状況を監査する。

(役員任期)

第8条 役員任期は、2年とする。ただし、再任は妨げない。

2 補欠により就任した役員任期は、前任者の残任期間とする。

3 役員は、任期満了後も後任者が就任するまでは、その職務を行うものとする。

(会議)

第9条 会議は、推進会議及び役員会とする。

2 推進会議は毎年交通安全運動に応じて開く。ただし、必要に応じ臨時会を開くことができる。

3 役員会は、必要のつど開催する。

(会議招集)

第10条 会議は会長が招集してその会議議長になる。

(推進会議審議事項)

第11条 推進会議は、次の事項を審議する。

(1) 各交通安全運動の推進に関する事。

(2) その他必要な事項に関する事。

(役員会審議事項)

第12条 役員会は、次の事項を審議する。

(1) 事業の推進に関する事。

(2) その他必要な事項に関する事。

(会計)

第13条 協議会の運営に必要な経費は、市補助金、六会地区自治会連合会助成金及び、その他の収入をもってあてる。

2 会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(総会)

第14条 六会地区自治会連合会の総会は、役員が出席し次の事項を付議する。

(1) 年間事業報告及び計画の承認

(2) 規約の改廃の承認

(3) 予算、決算の承認

(4) 協議会の解散に関する事項

(5) その他の会員が必要と認めた事項

(委任)

第15条 この規約に定めのない事項については会長がこれを定める。

付則

この規約は、昭和46年5月30日から施行する。

この規約は、平成4年5月8日から施行する。

この規約は、平成13年5月12日から施行する。

この規約は、令和3年10月29日から施行する。